

院内掲示

厚生労働大臣の定める掲示事項は、下記の通りです。

【入院基本料に関する事項】

当診療所には、看護職員が7名以上勤務しています。

【九州厚生局への届出事項】

1. 以下の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

【基本診療料】

◆有床診療所入院基本料 1

- ・有床診療所急性期患者支援病床初期加算
- ・有床診療所在宅患者支援病床初期加算
- ・医師配置加算 1
- ・看護補助配置加算 1
- ・栄養管理実施加算
- ・夜間看護配置加算 2
- ・看護配置加算 1

◆時間外対応加算 1

【特掲診療料】

◆人工腎臓

◆透析液水質確保加算

◆導入期加算 1

◆在宅時医学総合管理料及び施設入院時等医学総合管理料

◆慢性腎臓病透析予防指導管理料

◆糖尿病透析予防指導管理料

◆下肢末梢動脈疾患指導管理加算

◆二次性骨折予防継続管理料 3

◆検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料

◆ニコチン依存症管理料

◆外来・在宅ベースアップ評価料 1

◆入院ベースアップ評価料 165

【入院時食事療養費等】

◆入院時食事療養（I）

【その他】

◆酸素の購入価格

2. 当診療所は入院時食事療養費（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食時については午後6時以降）・適温で提供しています。

仁誠会クリニック ながみね

院長 田中 将博